

令和8年度調布市ベビーシッター利用支援事業

対象者	1. 日常生活上の突発的な事情等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者（保護者の仕事や病気、自己実現、学校行事など幅広い理由が対象） 2. ベビーシッターを活用した共同保育（保護者がベビーシッターと一緒に保育を行う）を必要とする保護者 ※いずれも、利用日時時点で児童と同居し、市内に住所を有する方							
対象児童	0歳～小学校 3 年生までのお子様（障害児は小学校6年生まで）							
対象期間	令和8年 4 月 1 日～令和9年 3 月 31 日利用分							
対象利用料	事業者から請求される料金のうち「純然たる保育サービス提供対価」のみ助成対象 ※入会金、会費、交通費、キャンセル料、手数料、保険料、おむつ代等の実費、クーポン・ポイント利用で割引された料金等は助成対象外							
助成金額 上限	児童一人 1 時間当たり 2, 500 円(午前 7 時～午後 10 時) 3, 500 円(午後 10 時～翌午前 7 時)							
利用時間 上限	児童一人 1 年度当たり 144 時間 ※多胎児、障害児、ひとり親家庭の児童は、一人1年度当たり 288 時間							
保育基準	原則、児童1人の保育に対してベビーシッター1人が必要です。 ただし、次のいずれかに該当する場合は、例外としてベビーシッター1人でも助成対象になります。 ① 対象児童とその兄弟姉妹を保護者とベビーシッターが共同して保育を行う場合（共同保育）で、保護者が契約において同意しているとき。 ② 対象児童と小学生以上の兄弟姉妹の保育を行う場合で、保護者が契約において同意しているとき。 （未就学児が複数いる場合は、未就学児の人数にあわせたベビーシッターの配置が必要。ただし、10月1日利用分から以下③に該当する場合は助成対象。） ③ 【10月1日利用分から適用】満1歳以上の兄弟姉妹2名までの自宅での保育で、ベビーシッターが有資格者（保育士又は看護師）で、保護者が契約において書面で同意しており、ベビーシッター事業者が実施に同意しているとき。（※ただし、送迎と保育が一体となっている場合は助成対象外。）							
対象保育者	東京都の定めるベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者（詳細は東京都ホームページをご覧ください）の利用で、要件を満たすベビーシッター（ベビーシッター要件証明書が発行可能な方）							
申請書類	市様式の①②は、市HPからダウンロードもしくは子ども政策課窓口（市役所3階）でお渡しいたします。③④の様式は、ベビーシッター事業者が発行します。 <table><tr><td>市様式</td><td>①助成申請書兼口座振替依頼書（令和8年度から新様式） ※申請者と振込口座名義が異なる場合は要押印 ②利用内訳表</td></tr><tr><td>事業者発行</td><td>③領収書及び利用明細書（コピー可） ④ベビーシッター要件証明書（利用日以前の日付）</td></tr><tr><td></td><td>⑤障害児・ひとり親家庭の児童である証明書類 （144 時間を超える該当者、または小学校 4 年生～小学校 6 年生の障害児のみ）</td></tr></table>		市様式	①助成申請書兼口座振替依頼書（令和8年度から新様式） ※申請者と振込口座名義が異なる場合は要押印 ②利用内訳表	事業者発行	③領収書及び利用明細書（コピー可） ④ベビーシッター要件証明書（利用日以前の日付）		⑤障害児・ひとり親家庭の児童である証明書類 （144 時間を超える該当者、または小学校 4 年生～小学校 6 年生の障害児のみ）
市様式	①助成申請書兼口座振替依頼書（令和8年度から新様式） ※申請者と振込口座名義が異なる場合は要押印 ②利用内訳表							
事業者発行	③領収書及び利用明細書（コピー可） ④ベビーシッター要件証明書（利用日以前の日付）							
	⑤障害児・ひとり親家庭の児童である証明書類 （144 時間を超える該当者、または小学校 4 年生～小学校 6 年生の障害児のみ）							

（裏面に続きます）

【申込方法】

助成申請書兼口座振替依頼書及び利用内訳表に必要事項を明記し、必要書類（領収書及び利用明細書・ベビーシッター要件証明書等）を添えて郵送もしくは子ども政策課窓口にご持参ください。

なお、申請者と振込先口座名義人が同一の場合は、下記の申請フォームから電子申請することもできます。

【電子申請フォーム】

<https://logoform.jp/form/tbbj/1480554>



【利用の流れ】

①契約	東京都の認定事業者から事業者を選び、直接利用契約を行います。その際に「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」旨を必ずお伝えいただき、対象のベビーシッターの派遣を受けてください。
②利用	ベビーシッターを利用し、利用料を直接事業者にお支払いください。また、事業者からベビーシッター要件証明書の交付を受けてください。
③申請	申請スケジュールに基づき、申請書類を揃えて助成金の申請を行いません。
④交付	助成金が指定の口座に振り込まれます。

【申請スケジュール】

申請スケジュールは以下の通りです。各期に原則 1 回にまとめてのご申請にご協力ください。

下記申請期限を過ぎても最終申請期限までは受け付けますが、令和8年度利用分は、いかなる理由でも最終申請期限（令和 9 年 4 月 9 日）を過ぎた場合は申請できませんのでご注意ください。

事業所都合で領収書等の書類が全て揃えられない場合であっても、その旨ご相談いただいたうえで、提出可能な書類は必ず最終申請期限（令和9年 4 月9日）までにご提出ください。

申請時期	利用月	申請期限	振込予定日
第 1 期	令和 8 年 4 月～6 月利用分	令和 8 年 7 月 10 日(金)	令和 8 年 8 月末
第 2 期	令和 8 年 7 月～9 月利用分	令和 8 年 10 月 9 日(金)	令和 8 年 11 月末
第 3 期	令和 8 年 10 月～12 月利用分	令和 9 年 1 月 8 日(金)	令和 9 年 2 月末
第 4 期	令和 9 年 1 月～3 月利用分	<u>令和 9 年 4 月 9 日(金)必着</u>	令和 9 年 5 月末

【注意事項】

・保育の必要性（父母ともに月 48 時間以上の就労が常態等）があり、小学校や認可保育所に入所していない場合は、ベビーシッターの利用も一部対象となる「幼児教育・保育の無償化による施設等利用給付」の対象になる場合があります。利用前にご確認ください。

・上記の各期（4～6月・7～9月・10～12月・1～3月の利用月ごと）に補助対象保育料と補助上限額（時間数×基準額）との合計を比較して助成額を計算します（利用時間数は上記利用月ごとに合計し、日中・夜間区分ごとにそれぞれ1時間未満切り捨て）。審査の結果、補助申請額と助成額に相違が出る場合がございますので、ご了承ください。

【お問い合わせ先】 調布市ベビーシッター事務センター

☎ 042-481-7285・7286

受付時間：午前8時半から午後5時まで

（土・日・祝日・年末年始を除く）

【申請書類郵送・持参先】

〒182-8511 調布市小島町 2-35-1

調布市役所 子ども政策課

ベビーシッター担当宛